

参 与

皆さん、おはようございます。  
委員の皆様、それから推進委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただいまから第26回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時30分 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。  
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの総会出席者は24名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告申し上げます。  
それでは、私から、前回5月14日総会から本日までの業務報告を申し上げます。  
お手元に配付しております第26回総会までの業務報告書をご覧ください。  
初めに、5月14日ですけれども、第25回農業委員会総会を委員21名、推進委員7名の出席をいただきまして、神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。  
5月16日には、市町村農業委員会新任事務局長研修会及び市町村農業委員会事務局長研修会が秋田市のホテルメトロポリタン秋田で開催されまして、私が出席しております。  
5月17日には、大仙市農業振興地域整備促進協議会幹事会が大仙市の花火アムで開催され、私が出席しております。  
5月24日でございますが、秋田県農業会議 第38回常設審議委員会及び秋田県農業会議 第19回理事会が秋田市のルポールみずほで開催され、会長と事務局が出席しております。  
同じく5月24日ですが、秋田県都市農業委員会総会が秋田市のルポールみずほで開催され、会長と私が出席しております。  
5月27日には、先ほどの会長のご挨拶にございましたけれども、全国農業委員会会長大会が東京の文京シビックホールで開催されまして、会長及び私が出席しております。  
また、同日は県選出国會議員要請集会在東京のホテルモントレ半蔵門で開催されまして、そちらにも会長と私が出席しております。  
それから、5月28日から29日にかけては、県南地区農業委員会会長会視察研修を実施しております。神奈川県のパルライン相模青果センターほかの視察研修に会長と私が参加しております。  
6月4日には、令和元年度秋田県中間管理事業新任者業務説明会が秋田市の秋田県生涯学習センターで開催され、事務局が参加しております。  
以上が主な業務報告でございます。  
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。  
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長	異議なしと認め、5番、鈴木正雄委員、6番、佐々木忠永委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議 長	議案第1号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。
参 与	議案第1号 大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき大仙市長より大仙市農業委員会会長あて諮問があったので意見を求める。 令和元年6月7日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	本案について、農業振興課の説明を求めます。
参 与	

おはようございます。農業振興課の渡辺と申します。日ごろより農業委員の皆様、そして最適化推進委員の皆様には、農業政策につきまして多大なるご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

管内の春作業も大分、ほぼ水稲作業については完了ということでございますけれども、先ほど来、会長からもありましたとおり、水不足というような状況でございます。昨日、一昨日、若干の雷が鳴りながら降った、あるいは今日から明日にかけて幾らか降るといような予報はありますけれども、本当に今、雨が欲しいなというような気象となっております。皆様からも、なかなか露地野菜はじめ、野菜の栽培管理等も含めて、雨が少ないということになれば難しい対策が必要になると思っておりますので、各地域でご指導等よろしくお願ひしたいと思っております。

今回、毎年2回の農業振興地域の整備計画の変更ということで、今年度来、前期と位置づける計画の変更でございますけれども、内容といたしましては、大曲、神岡、南外、仙北の除外案件合わせて7件でございます。

今回は、一般住宅という案件が非常に多くなってございますけれども、こういった人口減少の中で、この地域で住宅、親御さんの近くに住宅を建てるという案件なので、是非ともスムーズに進めていきたいと思っております。

また今回、農業委員会総会にお諮りするに当たりましては、大変春作業のお忙しい中、農業委員の皆様からは調整をいただいて現地を確認していただいております。

また、先ほど局長からありましたとおり、5月17日に農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催してございます。計画の妥当性と、要件に照らして審査、協議を行うわけでございますけれども、いずれも除外に関してはやむを得ないであろうという結論に至っております。今回、総会へ諮るといような手続となりましたので、よろしくお願ひいたします。

この後、全体の概要、あるいは各個別の案件について地域の担当からご説明申し上げますので、どうかご協議よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

おはようございます。農業振興課の今野と申します。昨年度に引き続きまして、こちらの農振法関係の担当をしております。1年間、よろしくお願ひしたいと思います。

座って説明させていただきます。

まず、各地域のご説明に入る前に、全体の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

お手元の議案資料第1号の1ページから2ページ、同じく総会議案資料の写真のついた資料ですけれども、1ページから12ページまでをご覧ください。

令和元年度前期分の計画変更につきましては、先ほどもありましたとおり、除外案件7件のみとな







ます。

申し出者及び計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇です。

用途は一般住宅です。

計画者は、現在両親世帯と同居しておりますが、県外に就職している計画者の長男が実家に帰郷する予定となっております。現在の両親世帯では手狭であることに加えて、将来的な両親の介護などを考え、両親世帯の近くに住宅を建築するため、農用地区域から除外するものであります。

当該地は、宅地と市道に隣接しており、農用地の集団化や担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

生活排水は公共下水道で処理し、雨水排水は自然流下とし、緩衝地を設けるため土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断しております。

土地改良事業等につきましては、工事完了後8年を経過しており、関係土地改良区とは調整済みであります。

農用地転用における立地条件につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当するものと判断しております。

農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、不許可の例外規定である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たしているものと判断しております。

続きまして、ナンバー7についてご説明いたします。

総会議案資料につきましては、13ページ、14ページをご覧ください。

申し出地は、堀見内〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇、現況地目が田、面積が合わせて〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の2筆になります。

申し出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇です。

計画者は、申し出者の孫に当たる〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

用途は一般住宅です。

計画者は、現在官舎住まいをしております。両親に子供の世話などの援助をしてもらう必要があるため、実家の近くが好適地と考え、道路を隔てた真向かいに住宅の建築をするため、農用地区域から除外するものであります。

当該地は宅地と市道に隣接し、ごく小規模農地であるため、農用地の集団化や担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

生活排水は公共下水道で処理し、雨水排水は自然流下とします。土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断しております。

土地改良事業につきましては、工事完了後8年を経過しており、関係土地改良区とは調整済みであります。

農用地における立地条件につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当するものと判断しております。

農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、不許可の例外規定である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たしていると判断しております。

以上、全案件についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
菅原委員。

菅原委員

1番、菅原です。

除外案件の②番の花館地区のところについて、若干伺いたいと思います。

先ほどの説明にもあったようですけれども、この用途の特定建築条件付土地というように括弧書きで示されておりますけれども、説明の中では、新たに制度が変わってこういう形だというような説明をされたようですし、また、ちょっと中身についてわからない点が往々にしてありますので、今まではどうだったのか、そして新たに制度が変わったのでこうなったということですのでけれども、そのところはどうなるのか、説明していただければ助かります。

議 長

農業振興課さん。

参 与

質問いただきました件につきましては、3月末に農地法の見直しと言いますか、事務の取り扱いが変わっております、宅地の適用の説明で話したとおり、宅地造成のみのいわゆる農地転用というのが認められていなかったんですけれども、一定期間内にその土地の売買購入者と建築請負者が、確実に建築請負契約を3カ月以内に締結するというのを前提に今回、要件緩和の見直しということでございます。以上です。

議 長

菅原委員。

菅原委員

そうすれば、3カ月以内に事業を行わなければいけないというような内容ですけれども、これの監督というのは、そうすればどこに入るわけですか。

参 与

それにつきましては、今、農振関係のほうで、まずうちのほうで先行して除外で進めますけれども、この後、農地転用手続きがありますので、こちらの手続きについては、農業委員会さんのほうでこの後許可申請をとる段階で再度しっかりした確認、チェックしていくということになっております。

菅原委員

わかりました。よろしくをお願いします。

議 長

足達委員。

足達委員

確認ですけれども、3カ月以内に建築するというのであれば、これ条件付きの農振除外というふうになるということですか。

参 与

こちらのほうにつきましても、まず今現在、これも正直言って、許可見込みで売買契約が終わるという前提でこちらのほう進めておりますので、農振関係につきましては、許可見込みがなくても許可があるという前提で、今、こちらのほうも進めてまいりますので、そちら転用の許可状況等を踏まえながら進めていくものでございます。

足達委員

そうすると、転用のときにもう一度、中身を審査するから農振の場合は見込みでいいということですね。

参 与

一応今現在の段階で、土地の建物のデザインというのはまだ決まっていない、あくまでも宅地の段階でございますので、建て売りと違ってやっぱりまず土地とか整理して、それから土地の購入者が設計等をこれから大工さんのほうと一緒に最終的な図面といいますか、設計図をつくりますので、今現在の段階では、建築の確実なものがないけれども進めているところでございます。

足達委員

そうすると、確実に建築されるということですよ。

参 与

はい、そのとおりでございます。

足達委員

かつて建売住宅で転用許可になったけれども、実際は建てられて売れ残る現状だったので今回改正になったと思いますけれども、今、3カ月という話ですけれども、この案件については、もう確実に建築されること的前提での変更ということですね。

参 与

そうですね、一応、転用許可の段階で、農業委員会事務局さんのほうに大体の建物の面積とか、それから図面などの中身がわかるもの、それから確実に建てる資金力といますか、経済的にあるかどうかの資料を書面で提出することになっておりますので、まずは最終的な建物の配置、設計、農振除外する面積を農地区域によって若干配置は変わるかもしれませんが、一定のまず信用性のある書類が、農地転用の許可申請の際に必要なになりますので、そのままの審査をしていただくということになります。

それから、農振除外を進める今回の計画者さんですけれども、実際に土地を買う方との一般的な売買契約の契約書案というの提出することになっておりますので、それぞれの段階をまず進めていくということになります。

簡単ですけれども、以上でございます。

足達委員

わかりました。

議 長

ほかにありませんか。  
石山委員。

石山委員

13番の石山でございます。

ナンバー1についてお願いします。

この図面で見ると、一番いい農地、ほかにないぐらいのいい農地だと思います。

そこに、資材置場があるようです、左側に。先ほどの説明では、将来の担い手に支障がないという説明がありました。私が見ると、上の田んぼ、中の田んぼ、下の田んぼ、つながって初めて利便性がよい。一旦転用をかけたら角ができるわけです。まずひとつ、どのようなわけで担い手に支障がないという判断をされたのか、お願いします。

議 長

農業振興さん。

参 与

この土地につきましては、ご存じのとおり今回提案する場所の下側にも農地が残っていますけれども、こちらのほうも本来であればこちらの会社の施設として一体的な転用を考えているということが計画者の予定でございます。

しかしながら、こちらの南側につきましては、大曲土地改良区さんのほうで過去におきまして農業体質強化基盤整備促進事業ということで、畔はずし事業という国の事業を使って整備しております。そちらの制約が土地改良事業完了後8年経過していないということで、南側のほうの部分につきましては、農振除外はできないという形になっております。そういった制限がある中で、とにかくまず北側のほうに将来的には一体的にやりたいご意向でしたけれども、そういった経緯があって、まず上のほうだけ先行して整備しているものであります。

こちらの〇〇〇〇〇〇につきましては、今、神岡地域のほうにも神岡工場がありますが、そちらは最近の水害等があり、将来的にこちらのほうに移動ということも検討されているようですので、そうなったときの一体的な、事業終了後8年経過していることが前提ですけれども、一体的に活用するというので進めております。

形状から見ますと、もちろん今の段階では農地利用集積に支障がないように見えないかもかもしれませんが、段階的に今進めている、こちらを先行してやっているわけですので、水利関係等も含めまして協議してございますので、支障がないという



形で判断させていただいたものであります。

石山委員

今、支障がないという形でという言葉がありましたけれども、農業者は農地を守るようがんばっているのではございませんか。それを、将来を見越して、また、一旦今見直しをかけると右のほうの道路まで続くのではないかと予想されます。こういう場合も、除外できるとそちらのほうでは考えているのでございましょうか。一体性がなくなるという感じで角地ができると心配しているしだいです。

議 長

渡辺課長、よろしいですか。

参 与

今の〇〇〇〇〇〇の、たびたび農振除外ということで、東側、右側のほうに伸展してきている状況です。この地域というのは、圃場整備の計画がまだいつという段階ではないですけれども、圃場整備の予定もされている地域ではございます。

そんな中で、改良区さんなり役員会のほうでも重々検討されて、地権者との兼ね合いも含めて、今回改良区さんとしても拡張に関しては、同意という意見を頂戴したところでございます。

今、さらに伸展する可能性というのは将来全くないのかということになれば、これは否定できない部分ではありますけれども、その圃場整備計画があるがゆえに、この地域の営農計画というのが地権者含めて、農業者含めて、担い手含めて、今現在も検討されているところでございますので、その辺、今の〇〇〇〇〇〇の南側の計画などが絡んでくる部分だと思っておりますので、その圃場整備などと一体的に検討しながら、この地域の土地利用というのを改良区さん含めて検討していかないといけないと思っております。

議 長

よろしいですか。

石山委員

一番大事なのは、やはりいい田を残すということで、やはり中ほどを転用されると、つながるのはもちろん、将来的には建物が建つかも知れません。何よりも、担い手が上の田んぼ、中の田んぼ、下の田んぼをまっすぐ通って歩けるような、角地がない農地を残したいと思っております。何とかもう一回見直すというか、保留して次にいいことばをいただきたいと思っております。

質問を終わります。

議 長

ほかにありませんか。  
(なしの声)

議 長

1 番を保留してという意見がありました。暫時休憩します。

(午前10時21分 休憩)

議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時23分 再開)

議 長

ただいまの説明に対して、皆さんからほかに質問はありませんか。  
(なしの声)

議 長

議案第1号の1番を保留にして、2番から7番まで採決したいと思います。質疑ないようですので、これより採決いたします。  
本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。









なお、本案件は、平成31年1月9日開催の大仙市農業委員会総会におきまして、農振除外案件として同意された案件でございます。

- 議 長 事務局から説明が終わりました。  
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。  
案件1番についてお願いします。
- 判田委員 14番、判田です。  
去る5月15日に、大曲分室の担当者の方と申請書に基づきまして調査いたしました結果、ご覧のとおり、住宅地の真ん中に置けるところの田んぼでございますので、それについては何ら問題ないと判断いたしました。  
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
案件2番についてお願いします。
- 三浦委員 16番の三浦です。  
先月の27日に大曲の担当の職員の方と現地の確認に行っていました。  
先ほど、事務局のほうから説明あったとおり、何ら問題ないものと認めてきました。  
よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
案件3番についてお願いします。
- 長澤委員 22番、長澤です。  
去る5月29日、事務局と一緒に現地を確認してまいりました。  
もう住宅のほうはでき上がっており、車庫と連結するために連結する部分はシートを張って、まだそこが筒抜けになっている状態で、人がもう入ってくる状態ですので、農振除外も済んでおりますし、何ら問題ないと思います。  
よろしくご審議のほどお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
- 参 与 現地調査、大変ありがとうございました。  
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長 質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。







議 長	次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」、事務局より報告願います。
参 与	報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。 令和元年6月7日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局より報告願います。
参 与	

農地所有適格法人を報告させていただきます。

45ページをご覧ください。

法人1の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市神宮寺字八石72番地、農事組合法人かみおか、代表理事、藤井辰雄。

2番、大仙市太田町齊内字南茨島165番地1、農事組合法人新興エコファーム、代表理事、細川良喜。

3番、大仙市太田町駒場字中村353番地、農事組合法人駒場南、代表理事、佐々木幸男。

4番、大仙市太田町国見字庚申塚197番地5、有限会社大仙グリーンサービス、取締役社長、小松満。

5番、大仙市太田町三本扇字羽見内83番地、農事組合法人トザワファーム、代表理事、戸澤卓也。

46ページをご覧ください。

6番、大仙市太田町三本扇字堤35番地、農事組合法人おおた今宿、代表理事、煤賀正喜。

7番、大仙市太田町東今泉字中村114番地、農事組合法人、アグリフォー太田、代表理事、小松一男。

8番、秋田市向浜1丁目3番10号、農業生産法人合同会社大地、代表社員、阿部龍平。

以上8法人からの報告がありました。

詳細につきましては、47ページから71ページをごらん願います。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	これで本日の日程は全て終了しました。 そのほか事務局から何かございませんか。
参 与	私のほうから1点ございます。 委員の皆様には、通知差し上げていると思いますけれども、6月27、28日年金関係の視察研修を予定しております。 本年度は、福島県の須賀川市さんと、福島県の農業会議にお邪魔することになっておりますので、出欠につきまして各分室及び事務局までお知らせくださいますようよろしく願いいたします。
議 長	委員の皆さんから何かありませんか。 河越さん。
河越委員	このたびは、私の母の葬儀に際しまして、委員の皆さんからたくさんいただきましたことを、この場をかりて一言申し上げます。本当にありがとうございました。

議 長  
議 長

ありがとうございます。  
ほかにありませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第26回大仙市農業委員総会を閉会します。  
本日はご苦勞さまでした。

(午前11時28分 閉会)